

学校法人青森田中学園受託研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人青森田中学園（以下「学園」という。）が外部の委託機関（以下「委託機関」という。）からの委託を受けて行う受託研究の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 学園が実施する受託研究は、学園の教育・研究に有意義であり、かつ産学連携ポリシーに定める社会貢献の趣旨に合致するものでなければならない。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「受託研究」

委託機関から研究経費等を受け入れて、学園の研究者が委託された課題について行う研究

(2)「研究代表者」

受託研究の中心的な役割を担う学園の研究者

(3)「研究支援者」

学園又は委託機関以外に所属する者で、受託研究に協力する者

(4)「知的財産権」

特許権、実用新案権、意匠権、プログラム著作物又はデータベース著作物に係る著作権及びノウハウ等の権利並びにその他の知的財産に関する法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利

(基本事項)

第3条 受託研究に関わる学園の研究者は、研究倫理指針、研究活動不正行為対策ガイドライン及び研究活動の不正行為対策に関する実施規程等の関連諸規程を遵守しなければならない。

2 受託研究は、委託機関が一方的に中止することはできない。

3 受託研究に要する経費により取得した設備等は、特別の事由がある場合を除き、学園に帰属する。

4 やむを得ない事由により受託研究を中止し又はその期間を延長する場合において、学園はその責を負わず、特別の事由がある場合を除き、受託研究に関する経費は委託先が負担する。

5 受託研究が学園の研究等に関する各種委員会の定めに該当する場合は、当該委員会の許可を受けなければならない。

6 受託研究の実施にあたっては、事前に受託研究契約書を締結しなければならない。

7 国又は地方公共団体等の公的機関及び大学等の研究機関が関係する受託研究については、この規程の適用から除外することができる。

(申請手順等)

第3条 受託研究の申込みをしようとする委託機関は、委託研究申込書(様式第1号)を学長に提出し許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の委託研究申込書の内容等審査を研究推進委員会に諮問し、当該受託研究実施の可否を決定する。

(受託研究経費)

第5条 受託研究に要する経費は、次の各号に定めることにより負担するものとする。

(1) 本学は、所有する施設及び設備を受託研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の使用・維持管理に必要な経常経費を負担する。

(2) 委託機関は、受託研究のために必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)を負担する。

(3) 委託機関は、前項に規定する直接経費以外に受託研究上必要となる管理的な経費等(以下「管理経費」という。)を負担する。

(4) 管理経費の額は、特別の事由がある場合を除き、直接経費の10%に相当する額とする。

(管理経費の免除)

第6条 学長は、前条第3号及び第4号の規定にかかわらず、委託者が国又は地方公共団体等の公的機関及び大学等の研究機関であって管理経費に相当する経費が措置されていない場合、又は措置されているが前条第1項第4号に規定する割合に満たない場合は、管理経費の一部又は全部を免除することができる。

(研究経費等の納入)

第7条 委託機関は、第5条に規定する研究経費等を本学が指定する期日までに納入しなければならない。

2 前項で納入された研究経費等は、特別の事由がある場合を除き返還しない。

(設備の受入れ等)

第8条 受託研究の遂行上必要な設備等を搬入する場合、当該設備等の運搬及び設置等に要する経費は、特別の事由がある場合を除き委託機関が負担する。

2 前項の設備等を搬出する場合も同様とする。

(研究の中止又は期間延長等)

第9条 委託機関は、当該研究の中止又は期間延長等の契約内容を変更する必要があるときは、事前に受託研究(中止・期間延長等)申請書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の中止又は期間延長等が研究遂行上やむを得ないと認めるときは、委託機関と協議の上、それまでの共同研究成果の取扱、今後の予定、設備や費用の残額分の取扱等に関する変更契約を締結する。

(研究完了の報告及び成果の公表)

第10条 受託研究代表者は、当該受託研究完了後速やかに受託研究完了報告書により理事長に報告する。

2 受託研究の成果の公表については、その時期及び方法等必要な事項を委託機関と協議して受託研究契約書の定めるものとし、知的財産権の妨げにならない範囲内において、受託研究代表者が責任をもって行う。

(知的財産権の取扱い)

第11条 受託研究に基づき取得した知的財産権は、原則として学校法人青森田中学園に帰属する。

2 受託研究に基づき取得した知的財産権の譲渡又は実施権の許諾等については、委託機関と協議の上、契約書により定める。

(秘密の保持)

第12条 学園及び委託機関は、受託研究の実施に際して、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報については、受託研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。

2 受託研究担当者は、相手方より開示を受け、又は知り得た情報については、当該受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合はこの限りではない。

3 学園及び委託機関は、必要に応じて秘密保持契約書を締結する。

(事務)

第13条 受託研究の受入れに関し、書類等の取りまとめ事務は事務局 研究支援・地域連携課が、経理事務は総務課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

委 託 研 究 申 込 書

学校法人青森田中学園
理事長 石田 憲久 殿

申込者
所在地
名 称
代表者職・氏名 印

下記のとおり研究を委託したいので申し込みます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 予定する受託研究担当者（所属・職・氏名）
- 4 研究期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 受託研究費
直接経費 円
間接経費 円
総 額 円（うち消費税及び地方消費税 円）
- 6 搬入する研究機器等
- 7 その他
- 8 連絡先
※ 連絡担当者の氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等を記載すること。